



# NEWS

FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

## 福江商工会議所ニュース



### 福江商店街連盟 恒例夜市開催!!



たくさんの方で賑わいました。

令和6年7月27日(土)、28日(日)

### イベントのお知らせ

**第38回五島列島夕やけマラソン・・・8月24日(土曜日)**

**参加者募集中!!**

#### 本誌の主な内容

- 令和6年度 福江商店街連盟通常総会の終了
- 令和6年度 正副会長、女性会、青年部会議の報告
- 福江商工会議所女性会 令和6年度事業計画
- 事業主の皆様へご協力をお願い

- 中退共制度紹介
- 中小企業基盤整備機構よりお知らせ
  - 小規模企業共済制度
- 島で叶える!あなたの夢  
ながさき「しま」のビジネスチャレンジ2024

### — 福江商工会議所情報発信中 —

- 福江商工会議所ホームページ <http://www.fukue-cci.org/>
- 福江商工会議所Facebook
- 福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用可能です。

皆様のご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

発行所 福江商工会議所

〒853-0005 五島市末広町8-4

TEL0959-72-3108 fax0959-74-1588

E-mail:fukuecci@vc.fctv-net.jp

# 令和6年度 福江商店街連盟通常総会の終了

- 1 日 時 令和6年6月28日(金曜日) 19時00分より
- 2 場 所 福江商工会議所2階会議室(五島市末広町8-4)
- 3 出席者 65名(本人出席15名、委任状出席50名、事務局5名)
- 4 報 告 上記日程及び会場にて令和6年度 福江商店街連盟の通常総会を開催、令和5年度事業実績報告書(案)及び収支決算書(案)について慎重に審議して頂き、出席者全員の賛同のもと承認可決されました。

## 5 内 容

### ●令和5年度事業実績報告書事業総括より抜粋

令和5年度における中心商店街を取り巻く環境としては、まずハード面として郊外に『A-プライス』や『ベスト電器』等の出店。その一方で旧ショッパーズ跡地に『ローソン』の出店など環境変化がありました。ソフト面として『福江みなとまつり』『夕やけマラソン』『五島椿まつり』等の島内大規模イベント開催により観光客が増加。それに伴い多くの観光客が商店街を回遊する場面が多くみられました。

その様な中で、当商店街連盟としても既存売出しである中元売出し、歳末売出し、初売り、『スタンプラリー及びレシート抽選会』『母の日イベント』の開催、五島市の夏イベントとして定着している『夜市』の実施など様々な事業を展開することで、中心商店街に賑わいの創出、集客及び販売促進を図る事が出来たと考えます。

今後は五島市を始めとする様々な関係機関と連携事業を通して、事業内容の改善や新事業の開催、少子高齢化に伴う人手不足問題の解決などの事業推進を図っていく必要があると考えます。

### ●事業参加店舗として

《加盟店舗数》

事業/年度	令和4年度	令和5年度	備 考
中元売出し事業	25店舗	24店舗	
歳末売出し事業	26店舗	23店舗	
初 売 り 事 業	20店舗	23店舗	
商店街活性化事業	26店舗	23店舗	五島の日イベント

上記の売出し事業に対して加盟店舗数及び抽選券の発行枚数について減少の結果となっております。原因として加盟店舗の廃業、駐車サービス券や自店ポイント等のお客様に対するサービス過剰が考えられます。一方で、今年から新規加盟店舗が複数見られたため、今後も事業拡大に向けて協議をする必要があると考えます。今後は、様々な事業推進を図るなかで、今まで以上に福江商店街連盟が一体となり事業を検討し、行動する事が大きな課題と考えます。

### ●令和6年度事業計画書より抜粋

#### ◆基本方針

福江商店街を取り巻く経営環境はますます厳しい状況に置かれておりますが、商店街が一体となって快適で楽しく買い物ができる環境を積極的に推進し、お客様から喜ばれる魅力ある店舗づくりを目指す。又、長崎県、五島市等の行政及び各種関係団体と連携を深めながら福江商店街環境の充実と向上を図り消費者利益に配慮するとともに、安全・安心で魅力あるまちづくりを目指して商店街活性化を図る。

- (1) 駐車場運営を買い物客の利便性を図るため管理運営を円滑に推進する。
- (2) 地域内の消費喚起を目的に商店街の利用促進を図る為販促イベントを実施する。
- (3) 五島市の交流人口拡大に向けた商店街の受入体制の整備。

#### ◆重点事項

- (1) 各通り商店街の充実と組織の強化
- (2) 共同販促・集客イベントの実施と各通りとの連携協力
- (3) 商店街駐車場の管理運営
- (4) 講習会・研修会の実施
- (5) 空き店舗対策事業
- (6) 核となる店舗の誘致
- (7) 固定資産税減免についての勉強
- (8) 先進地成功事例の情報収集
- (9) 消費税転嫁対策
- (10) 五島市との連携事業の推進

## 令和6年度 正副会頭、女性会、青年部会議の報告

- 1 日 時 令和6年7月11日(木曜日) 12時00分より
- 2 場 所 福江商工会議所2階会議室 (五島市末広町8-4)
- 3 出席者 15名
- 4 報 告 例年実施しております標題会議を上記日程等にて実施、福江商工会議所正副会頭、福江商工会議所女性会正副会長、福江商工会議所青年部正副会長及び専務理事の出席のもと、各参加団体の事業計画書に対して様々な意見交流を持つことが出来ました。参加3団体共、経済団体として各事業計画を通して五島市の経済発展に寄与する旨等の意見統一が図られました。
- 5 次 第 (1) 令和6年度 各組織の事業計画について
  - ①福江商工会議所の事業計画書  
基本方針
    - Ⅰ. 環境変化に適應した事業の維持・継続を図る～企業の持続的な発展を目指す～
    - Ⅱ. 社会情勢に応じた多様なビジネスの創造と付加価値の向上  
～新たなサービスにおける企業の発展を目指す～
    - Ⅲ. 観光交流事業と事業者の交流促進 ～人の交流による地域の活性化を創出する～
    - Ⅳ. 組織の体制協力 ～会員の要望を支援し満足度を高め組織体制を強化する～
  - ②福江商工会議所女性会の事業計画書  
方針、実施計画(会議の開催、行事の開催及び参加、恒常的活動の推進)  
事業計画書
  - ③福江商工会議所青年部の事業計画書  
令和6年度スローガン  
『一緒に～全員(みんな)で創る(つくる)現在(いま)と未来(みらい)～』  
所信、各委員会事業計画、事業予定表

## 福江商工会議所女性会 令和6年度事業計画

福江商工会議所女性会は、令和6年度より片山染子会長(株式会社片山組)のもと、26事業所27名で会員の相互交流を図り、資質・地位の向上と経営に関する知識の向上や県内各地女性会との連携および交流を図りながら、企業の活性化と地域振興や社会福祉の増進に寄与する事を方針として掲げ活動を行っております。

本年度の重点事業としては、会員脱会による活動の縮小化を防ぐため募集活動を進め、会員増加による運営強化と新たな業種によるアイデアや、幅広い世代の方との交流を深め、より充実した活動ができるようにしたいと思っております。

また、女性会の大きな事業として子育て支援と社会福祉事業の一環として毎年行っています「愛のチャリティ歌の祭典」を今年は、12月8日(日)に開催を予定しています。今年41回目を迎え毎年多くの皆様のご協力の元、開催できております。

他にも福江みなとまつりへの協力参加、観光行事への積極的参加等、会員相互の協力により事業を進めていきたいと思っております。

福江商工会議所女性会は会員を随時募集しております。他の業種の方との交流を広げたい方や、女性会活動へ興味のある方は、ぜひ女性会事務局へお声がけください。



## 【事業主の皆様へご協力をお願い】

# 資格情報のお知らせと加入者情報の配付について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了となり、マイナ保険証（健康保険証を利用登録したマイナンバーカード）にて医療機関等を受診いただく仕組みに移行します。

協会けんぽでは全ての加入者様が安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、資格情報のお知らせと併せて、マイナンバーの紐づけに誤りがないかの確認を以下の手順で行います。

- ①協会けんぽより、加入者個人ごとに「資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を封入した封筒を事業所あてに送付いたします。

**【送付時期：令和6年9月と令和7年1月】**

- ②事業所にて、個人ごとの封筒窓から対象者氏名（被保険者及び被扶養者）をご確認の上、従業員様にまとめてお渡しいただきますようお願いいたします。

※資格情報のお知らせは、保険証の廃止以降、記号番号の確認や、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する際に必要となりますので大切に保管ください。

※加入者情報（マイナンバーの下4桁）がご自身のマイナンバーと一致していない場合は、ご本人から協会けんぽにご連絡ください。

加入者情報等を加入者様に確実にお届けするために、事業主様を経由して送付させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。



**全国健康保険協会 長崎支部**  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 検索

電話：095-829-6000（代表）（受付時間／平日8：30～17：15）

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

# 60年で加入企業 **110万社** 以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

**安心**

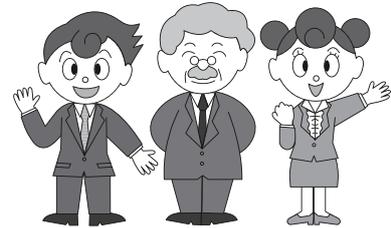
確実な退職金支払  
安心の資産運用

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
退職金試算額もお知らせ

**有利**

掛金は全額非課税  
掛金の一部を国が助成



従業員の働く意欲の向上に！



詳しくはホームページ  
をご覧ください。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。



(独)勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業基盤整備機構よりお知らせ

## 小規模企業共済制度



小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

### 1. 安心・確実？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。昭和40年に発足した実績のある制度で、現在128万人の方が加入しています。

### 2. 制度に加入できる人は？

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業と経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②とともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

### 3. 毎月の掛け金はどのくらい？

掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

加入後も掛金月額は増額・減額できます。

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

### 4. 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

（1年以内の前納掛金も同様です）

### 5. 共済金はどんなときに受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

例）共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など。

※共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

### 6. 共済金の受取り方法と税法上の取扱いは？

共済金の受取りは、「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」いずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

### 7. 事業資金も借り入れできるの？

契約者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます（担保・保証人は不要）。【貸付けの種類】

一般貸付け、疾病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け

※その他、制度の詳しい内容については、「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

島で叶える！  
あなたの夢

## ながさき「しま」のビジネスチャレンジ2024

「しま」での創業・事業展開のビジネスアイデア第募集!!

全  
部  
門  
総  
合

最優秀賞  
副賞

20万円

各部門賞  
副賞

5万円

各部門奨励賞  
副賞

しまの産品  
詰め合わせ

「しま」の  
ビジネス  
チャレンジ賞

受付〆切

2024年

9月29日

本審査会

2024年

12月7日

@長崎県庁

詳しくはコチラ



WEB



facebook

募集テーマ 長崎県の離島に関する以下のビジネスアイデア

- ①「しま」の地域資源を活用し、経済活性化に資するビジネスアイデア
- ②「しま」の地域課題解決につながるビジネスアイデア

募集部門・募集対象者

【一般部門】

ビジネスアイデアに関する技術、サービスを提供するソリューション・経験・スキルなどを有する法人、個人（学生※又は起業予定者を含む。）又はグループ

【学生部門】

ビジネスアイデアを有する学生（中学生、高校生、大学生等）個人又はグループ

コンテストへの応募・トークセッションイベントへの申込等 詳しくはWEBで!

しまチャレ  
2024

あなたが、この「しま」の新しい力に

「ながさき「しま」のビジネスチャレンジ2024」とは?

長崎県が、離島地域の活性化や地域課題解決につながるビジネスアイデアを募るビジネスコンテストです。

昨年度開催した「しまチャレ2023」では、中学生から社会人まで100件もの応募があり、実際に夢を叶えた方もいらっしゃいます!



ビジネスコンテスト対象地域

### 1. ビジネスの専門家や、離島で様々な事業を立ち上げた島のトップランナー

本審査では、「しま」の知識や事業の経験が豊富な審査員から、アイデアをよりよくするアドバイスが受けられます。

### 2. 「しま」に興味を持つ仲間ができます!

コンテストに参加した方や、先輩事業者などが繋がるネットワークをつくりたいと考えています。「しま」でのビジネスチャレンジを考えているたくさんの仲間ができます。

### 3. アイデア実現に向けた支援策があります!

アイデア実現のため、長崎県や関係市町では、例えば、国境離島地域で新たな雇用を伴う起業・事業展開をされる方に対して、設備投資や運転資金の3/4、最大1,200万円を支援する補助金など、「しま」での起業や事業展開に対する支援策を用意しています。

## しまチャレ2024 オンライントークセレクションイベントの開催

「しま」でのビジネスに興味をお持ちの方、「しま」についてより深く知りたい方を対象として、昨年度しまチャレ2023に出場され、実際に夢を叶えた方など、しまの先輩事業者等が登壇するトークセッションイベントをオンラインで計3回開催!

主催 長崎県（受託事業者：株式会社JTB総合研究所）

後援 長崎市・佐世保市・平戸市・松浦市・対馬市・壱岐市・五島市・西海市・小値賀町・新上五島町、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、長崎県中小企業家同友会

お問合せ ながさき「しま」のビジネスチャレンジ2024 運営事務局 (shimachalle-nagasaki@tourism.jp)